

## 秩父市立病院建設基本構想策定支援業務委託仕様書

### 1 業務の名称

秩父市立病院建設基本構想策定支援業務

### 2 業務の目的

医療機関の減少が将来的に懸念されている秩父地域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）において、老朽化した秩父市立病院が地域の中核病院として医療体制を維持できるよう、新たな市立病院の建設（建替え）に向けた基本構想の策定を支援することを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 履行場所

埼玉県秩父市内他

### 5 業務内容

受託者は、秩父市立病院経営強化プラン（令和6年3月）、秩父市立病院の在り方庁内検討委員会報告書（令和5年10月）、病院建設に向けての庁内検討会報告書（令和3年3月）及び秩父市立病院新病院基礎調査報告書（平成31年3月）を踏まえ、以下の業務を行うこと。

#### （1）秩父市立病院を取り巻く環境の分析と課題の検証

- ・秩父市立病院の現状と課題（施設・設備、財務諸表、各種経営指標、受療動向分析、来院者分析等）
- ・将来人口、患者数の将来予測、医療需要推計の把握
- ・秩父医療圏の状況や秩父医療圏内の医療機関との関連性
- ・国、県、近隣医療圏の動向
- ・その他秩父市立病院に係る状況及び課題の確認

#### （2）新病院の基本方針の策定及び経営形態等の検討

- ・新病院の役割、方向性
- ・診療機能、診療科目、病床規模
- ・適正規模、経営形態
- ・概算事業費、収支シミュレーション
- ・整備手法、事業範囲、事業方式等
- ・整備スケジュール

#### （3）建設候補地、建設規模の設定支援

- ・建設候補地の選定方針、選定基準等の策定
- ・建設候補地の特徴、現状と課題の検証
- ・建設候補地での敷地利用方法の想定
- ・敷地面積、建物規模の設定

#### （4）関係会議の実施支援

- ・基本構想策定に係る委員会（5回程度を想定）の実施支援
  - ・秩父市職員による庁内連携会議（8回程度を想定）の実施支援
  - ・その他、基本構想を策定するために必要な会議（web会議含む）の実施支援
  - ・上記会議への出席、資料作成、議事録作成、会議の中で要請のあった項目の調査等
- (5) その他
- ・市民や医療関係者等の意見収集についての検討
  - ・パブリックコメントの実施や結果への対応等の支援
  - ・その他、基本構想を策定するために必要な支援

## 6 委託業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は委託者と十分な連絡を保ち、処理方針については委託者の指示及び承諾を受けること。また、必要に応じ、受託者が打ち合わせ内容を記録し、相互に確認出来るようにすること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令、適用基準等を遵守しなければならない。また、国の地域医療構想、埼玉県地域保健医療計画、埼玉県地域医療構想など、国や県の今後の医療政策について十分に理解していること。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備及び運営に関し、相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者及び担当者を選任し、委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、委託者に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (5) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の承認を得ること。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 7 成果品

- (1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、委託者と協議の上決定する。
  - ・秩父市立病院建設基本構想 20部
  - ・秩父市立病院建設基本構想概要版 20部
  - ・その他本業務において作成した資料等 20部
  - ・会議の議事録、資料等 各20部
  - ・上記の原稿やデータ等を収録した記憶媒体（CD-ROM等）3セット
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。
- (3) 履行期間途中においても、受託者が承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

## 8 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に、次の事項を記載した業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

- ・業務遂行方針、業務内容
  - ・業務詳細工程、業務フローチャート
  - ・責任者、担当者等の業務従事者一覧
  - ・その他、委託者が必要とする事項
- (2) 受注者は、上記に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承諾を受けること。

## 9 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足その他必要な措置を取らなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (3) 訂正、補足等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

## 10 その他

- (1) 市の各種計画との整合性を図ること。
- ・第2次秩父市総合振興計画後期基本計画（令和3年3月）
  - ・秩父市中期財政計画（第4次財政健全化計画）（令和6年3月）
  - ・秩父市都市計画マスタープラン（令和3年4月）
  - ・秩父市立地適正化計画（令和3年4月）
  - ・秩父市地域防災計画（令和5年度修正）
  - ・秩父市公共施設等総合管理計画（三訂版）（令和4年3月）
  - ・秩父市立病院中長期計画（平成31年3月）
  - ・秩父市立病院施設維持管理計画（令和3年3月）
  - ・その他委託者が指示する計画
- (2) 業務の遂行において必要な資料等については、委託者と調整の上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料等を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (3) 業務の実施に当たって、個人情報保護の遵守のため、委託者が受託者に対し個人情報の取扱いについて確認を求めた場合は、受託者はそれに協力しなければならない。
- (4) 本業務で作成した資料等は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与又は複製してはならない。
- (5) 本業務の作業スケジュールや業務内容等について、状況に応じて変更が必要な場合は、協議の上決定する。
- (6) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議の上決定する。

## 11 問い合わせ・提出先

秩父市保健医療部市立病院建設準備室

埼玉県秩父市熊木町8-15 電話：0494-26-7354 FAX：0494-25-5236